



静岡県による

食品の検査結果

県では計画的に、県内で製造された食品や
県内で販売された食品の しゅうきよ 収去検査
(抜き取り検査)を実施しております。

食品 4,018 検体について検査した結果、4 検体の食品衛生法に違反する食品を発見(違反率 0.1%)しました。

違反品については、廃棄命令など、必要な措置を行いました。

検査項目	対象食品	総検体数	法違反数
成分規格、添加物、微生物、表示等検査	国産一般食品	1,696	1
	輸入一般食品	529	
残留農薬	県内産、輸入農産物	74	
抗菌性物質	輸入食肉等	60	
遺伝子組換え食品	輸入大豆、米加工品等	60	
放射性物質	県内産農畜水産物及び 県内流通食品	240	3
カビ毒	輸入ナッツ類、香辛料	8	
貝毒	浜名湖産貝類	10	
水銀	県内水揚げ魚介類	12	
アレルギー	一般食品	112	
腸管出血性大腸菌等	加熱せず食べる食品	1,046	
抗菌性物質等	県内と畜食肉	171	
合計		4,018	4

検査で発見された違反品及び措置

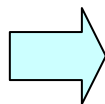
番号	検査項目	食品の名称	違反内容	行政措置
1	成分規格	清涼飲料水	大腸菌群検出	回収命令
2	放射性物質	野生きのこ (富士宮市、御殿場市、小山町)	基準を超える 放射性セシウム 検出	関係市町及び関係事業者に対し、「野生きのこ」の採取・摂取・出荷を差し控えるよう要請
3				
4				

県による食品検査について

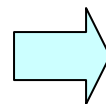
- 県内に流通する食品について、微生物や食品添加物などの検査を行い、法に違反する食品の流通を防止します。
- 食品の安全性をさらに高めるため、保健所による監視指導と連動した食品検査を実施します。
- 食品衛生検査施設の業務管理を適正に行い、検査結果の信頼性を確保します。



販売店等から抜き取る(収去)



検査をする



結果を判定する